

四 半 期 報 告 書

(第60期第3四半期)

コンドーテック株式会社

E 0 2 8 0 4

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

コンドーテック株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第60期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）
【会社名】	コンドーテック株式会社
【英訳名】	KONDOTECH INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 昭
【本店の所在の場所】	大阪市西区境川二丁目2番90号
【電話番号】	06(6582)8441（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 安藤 朋也
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区境川二丁目2番90号
【電話番号】	06(6582)8441（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 安藤 朋也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第3四半期連結 累計期間	第60期 第3四半期連結 累計期間	第59期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	26,374,819	28,939,400	35,548,816
経常利益 (千円)	916,746	1,643,842	1,376,516
四半期（当期）純利益 (千円)	625,687	857,461	834,366
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	231,142	779,988	401,684
純資産額 (千円)	14,211,108	14,811,660	14,381,695
総資産額 (千円)	25,887,730	27,170,833	26,194,332
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	24.14	33.08	32.19
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.8	54.5	54.9

回次	第59期 第3四半期連結 会計期間	第60期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.33	13.29

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第59期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。
- 5 当社は平成23年12月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
- 6 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。この適用により、平成24年1月1日に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループ（当社及び連結子会社）の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。当第3四半期連結累計期間において、連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針の変更等はありません。当社グループの連結財務諸表の作成において、損益または資産の状況に影響を与える見積りの判断は、過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づいた合理的と考えられるさまざまな要因を考慮した上で行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響で寸断されたサプライチェーンの急速な復旧から持ち直しの兆しが見られるものの、欧州の金融不安や米国経済の回復の遅れを背景にした円高・株安、タイで発生した大洪水の影響など懸念すべき問題も多く、先行きの不透明感を払拭できない状況が続いております。

当社グループ関連業界におきましては、公共工事の先行指標である公共工事前払金保証統計が5ヵ月連続で前年比プラスで推移しており、震災の復旧・復興需要とともに、首都圏や近畿圏など、全国的に震災後に手控えられていた建設物件も出てきたものと推察されます。

このような状況のもとで、当社は自社製品の拡販、新規販売先の開拓や休眠客の掘り起こしなどの営業活動を展開するとともに、連結子会社である三和電材株式会社との事業拡大を図っております。

また、災害復旧や耐震資材を取扱う当社グループとして、震災後の緊急需要や台風による土砂災害・河川の氾濫などの災害復旧需要に、当社グループの総力を結集し順次対応してまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は28,939百万円（前年同期比9.7%増）となりました。利益面につきましては、復旧・復興需要による売上増と売上総利益率の改善により、営業利益は1,585百万円（同87.3%増）、経常利益は1,643百万円（同79.3%増）、四半期純利益は857百万円（同37.0%増）となりました。

当第3四半期連結累計期間におけるセグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

産業資材

土木・建築を始め、物流や船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、環境、街路緑化、産業廃棄物関連などさまざまな業界に商材を供給している当セグメントは、震災の復旧・復興や台風災害、集中豪雨災害などの災害復旧向けの資材の安定供給に努め、現場用品や仮設足場部材の需要の高まりもあり、当セグメントの売上高は17,660百万円（前年同期比13.2%増）となりました。また、復旧関連資材は需給がタイトに推移したことにより販売価格・数量とも上昇し、セグメント利益は1,150百万円（同45.4%増）と大幅に拡大しました。

鉄構資材

推定鉄骨需要量は若干の回復基調で推移する状況で、また応急仮設住宅向けのターンバックル・ブレースやその関連部材など震災後の緊急需要に順次対応し、学校施設など耐震補強工事の需要の増加、新規販売先の開拓もあり、当セグメントの売上高は6,611百万円（前年同期比12.8%増）となりました。工場稼働率上昇による原価の低減により売上総利益率は改善し、セグメント利益は312百万円（前年同期はセグメント損失8百万円）と大幅な回復・拡大を果たすことができました。

電設資材

太陽光発電・エコキュートなどの省エネ・環境関連需要を積極的に取込んだことにより、一部の商品で売上は増加しましたが、東日本大震災後の不透明感から着工建築物及び設備投資需要が低調に推移した結果、当セグメントの売上高は4,667百万円（前年同期比4.8%減）となりました。また、震災の影響による一部商品の品薄感から売上総利益率は改善しましたが、セグメント利益は81百万円（同22.0%減）となりました。

(3) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末（26,194百万円）と比較して976百万円増加し、27,170百万円となりました。これは、売上債権の増加や貸倒引当金の減少等を主因として、流動資産が1,414百万円増加した一方で、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却や投資有価証券の時価下落等を主因として固定資産が437百万円減少したことによります。

負債合計は、前連結会計年度末（11,812百万円）と比較して546百万円増加し、12,359百万円となりました。これは、仕入債務の増加等を主因として、流動負債が553百万円増加した一方で、法定実効税率変更による再評価に係る繰延税金負債の減少等を主因として、固定負債が6百万円減少したことによります。

純資産合計は、前連結会計年度末（14,381百万円）と比較して429百万円増加し、14,811百万円となりました。これは、四半期純利益857百万円による増加があったものの、剰余金の配当349百万円の支払いによる減少、投資有価証券と為替予約の時価評価等に起因したその他の包括利益累計額77百万円の減少等によります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末（54.9%）比、0.4ポイント減少し54.5%となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

a. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第1号店を出店して以来、現在、日本全国に40ヵ所の販売拠点と4ヵ所の工場で土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

(a) お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点。

(b) お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力。

足場吊りチェーンでは昭和46年に仮設工業会の第1号認定工場となり、昭和60年にはターンバックルメーカーでは国内初のJIS表示許可を取得しております。

また、平成11年にはブレースメーカーでは国内初のISO9002を取得いたしました。現在では、全ての工場においてISO9001を取得し、高い生産技術で高品質な製品を供給しております。

(c) お客様から求められる最も大きなテーマの一つに即納があります。お客様のニーズにすぐに応えられるように、在庫を持った販売拠点を全国40ヵ所に設置して、クイックデリバリー体制をとっております。

(d) 取扱商材が約4万点と多いことで、お客様からは便利で信頼できる仕入先として高い評価を得ております。

b. 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、コア・コンピタンスの強化と環境・街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

- (a) 当社は、コア・コンピタンスであります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドーブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
- (b) 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。アスベストの除去工事で使用されますマスク、防護服、回収袋や産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグなど環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。
- (c) 当社は、平成22年4月に電設資材卸売業の三和電材株式会社を完全子会社化し、同社とのシナジーを最大限に発揮し、今後は環境、エコ、スマートグリッド関連等の注目される成長分野への事業展開により、当社グループの企業価値の向上を図ってまいります。

c. コーポレートガバナンスの強化、株主還元等

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化することによってコーポレートガバナンスの強化、充実することを経営の最も重要な課題の一つであると認識しております。

その実現のため、経営の透明性と監督機能の強化を図るために、弁護士である社外取締役1名を選任し、法令を含む企業全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって、経営の監視と助言を行い、併せて、弁護士及び公認会計士の専門的な知見及び独立性を有した2名の社外監査役を含む3名の監査役による客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様へ利益の還元を行う方針であります。平成7年に株式上場してから平成23年3月期までの16年間で業績の向上に応じて年間配当を8回増配いたしました。また、平成13年以降5年間にわたり当初の発行済株式数の約15%の自己株式を取得し、平成17年11月16日には自己株式を100万株消却いたしました。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年6月29日開催の第59回定時株主総会において、有効期間を平成26年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

a. 本プラン概要と目的

当社は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

b. 本プランの概要

（a）対象となる大規模買付行為

次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。

- （i）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- （ii）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（b）大規模買付者に対する必要情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切にご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

（c）取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、次の（i）または（ii）の期間を取締役会評価期間として設定します。

- （i）対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- （ii）その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとします。

（d）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役1名、社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

（e）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

（f）対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

- ④本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- a. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

- b. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続するものです。

- c. 株主意思を重視するものであること

本プランを第59回定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続いたしました。その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

- d. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役1名、社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されています独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

- e. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- f. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.kondotec.co.jp/pdf/230513.baishuboue.pdf>)

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

(注) 平成23年12月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年1月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は30,000,000株増加し、60,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数（株） (平成23年12月31日)	提出日現在発行数（株） (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,528,500	27,057,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	13,528,500	27,057,000	—	—

(注) 平成23年12月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しております。これにより株式数は13,528,500株増加し、発行済株式総数は27,057,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	13,528,500	—	2,328,100	—	2,096,170

(注) 平成24年1月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割し、これに伴い発行済株式総数が13,528,500株増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 567,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 12,950,200	129,502	—
単元未満株式	普通株式 11,100	—	—
発行済株式総数	13,528,500	—	—
総株主の議決権	—	129,502	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式200株 (議決権2個) が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式88株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) コンドーテック株式会社	大阪市西区境川 二丁目2番90号	567,200	—	567,200	4.19
計	—	567,200	—	567,200	4.19

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月 31 日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,396,795	1,922,662
受取手形及び売掛金	9,754,243	※ 11,140,295
商品及び製品	1,866,924	2,109,284
仕掛品	122,877	114,370
原材料及び貯蔵品	351,459	340,411
その他	486,765	1,693,572
貸倒引当金	△104,474	△31,588
流動資産合計	15,874,590	17,289,006
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,240,799	2,133,741
土地	5,752,189	5,752,189
その他（純額）	643,408	584,003
有形固定資産合計	8,636,397	8,469,933
無形固定資産		
のれん	244,933	199,008
その他	240,435	200,619
無形固定資産合計	485,369	399,627
投資その他の資産		
その他	1,365,786	1,209,069
貸倒引当金	△167,811	△196,804
投資その他の資産合計	1,197,975	1,012,264
固定資産合計	10,319,742	9,881,826
資産合計	26,194,332	27,170,833
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,573,576	※ 4,823,360
短期借入金	900,000	700,000
未払金	3,299,730	3,900,056
未払法人税等	457,298	285,248
賞与引当金	349,026	172,171
販売促進引当金	—	20,571
災害損失引当金	22,945	4,646
その他	468,954	718,559
流動負債合計	10,071,530	10,624,613
固定負債		
退職給付引当金	1,166,493	1,185,065
役員退職慰労引当金	261,419	269,209
その他	313,194	280,284
固定負債合計	1,741,107	1,734,559
負債合計	11,812,637	12,359,173

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,328,100	2,328,100
資本剰余金	2,096,170	2,096,170
利益剰余金	11,628,987	12,136,495
自己株式	△498,449	△498,519
株主資本合計	15,554,807	16,062,246
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	390,104	288,434
繰延ヘッジ損益	6,242	548
土地再評価差額金	△1,569,458	△1,539,569
その他の包括利益累計額合計	△1,173,112	△1,250,585
純資産合計	14,381,695	14,811,660
負債純資産合計	26,194,332	27,170,833

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	26,374,819	28,939,400
売上原価	20,968,536	22,688,797
売上総利益	5,406,283	6,250,603
販売費及び一般管理費	4,559,600	4,664,640
営業利益	846,682	1,585,962
営業外収益		
受取利息	2,915	5,353
受取配当金	1,841	1,826
仕入割引	85,982	81,464
雑収入	30,849	23,336
営業外収益合計	121,588	111,981
営業外費用		
売上割引	35,047	37,062
支払利息	2,761	1,752
雑損失	13,715	15,287
営業外費用合計	51,524	54,101
経常利益	916,746	1,643,842
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2,881	—
投資有価証券売却益	217,800	—
退職給付制度改定益	40,223	—
固定資産売却益	46	87
特別利益合計	260,951	87
特別損失		
固定資産売却損	—	985
固定資産除却損	3,819	854
投資有価証券評価損	1,223	—
減損損失	30,015	—
特別損失合計	35,057	1,840
税金等調整前四半期純利益	1,142,639	1,642,088
法人税、住民税及び事業税	392,680	624,379
法人税等調整額	124,271	160,247
法人税等合計	516,952	784,627
少数株主損益調整前四半期純利益	625,687	857,461
四半期純利益	625,687	857,461

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	625,687	857,461
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△379,670	△101,669
繰延ヘッジ損益	△14,874	△5,693
土地再評価差額金	—	29,889
その他の包括利益合計	△394,545	△77,473
四半期包括利益	231,142	779,988
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	231,142	779,988
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.5%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が30,156千円、再評価に係る繰延税金負債が29,889千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が22,663千円、土地再評価差額金が29,889千円、法人税等調整額が52,843千円それぞれ増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
	※ 第3四半期連結会計期間末日満期手形 第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日の満期手形が第3四半期連結会計期間末日残高に含まれております。 受取手形 472,127千円 支払手形 2,286千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費 340,281千円	減価償却費 315,740千円
のれんの償却額 45,925千円	のれんの償却額 45,925千円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	168,497	13	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	168,497	13	平成22年9月30日	平成22年11月26日

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	168,496	13	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	181,456	14	平成23年9月30日	平成23年11月28日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額(注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	産業資材	鉄構資材	電設資材	計		
売上高						
(1)外部顧客への売上高	15,606,739	5,863,837	4,904,243	26,374,819	—	26,374,819
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	171,026	74,998	15,011	261,036	△261,036	—
計	15,777,765	5,938,835	4,919,254	26,635,856	△261,036	26,374,819
セグメント利益又は損失(△)	791,202	△8,932	104,623	886,893	△40,211	846,682

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額△40,211千円には、のれんの償却額△45,925千円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

平成22年12月に、各報告セグメントに配分していない全社資産の一部である埼玉県川口市の土地、建物等の売却契約を締結したことに伴い、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、当該差額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において30,015千円であります。

II 当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額(注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	産業資材	鉄構資材	電設資材	計		
売上高						
(1)外部顧客への売上高	17,660,314	6,611,485	4,667,600	28,939,400	—	28,939,400
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	198,284	79,186	40,478	317,949	△317,949	—
計	17,858,599	6,690,671	4,708,079	29,257,350	△317,949	28,939,400
セグメント利益又は損失(△)	1,150,691	312,097	81,557	1,544,345	41,617	1,585,962

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額41,617千円には、のれんの償却額△45,925千円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	24.14円	33.08円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	625,687	857,461
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	625,687	857,461
普通株式の期中平均株式数(株)	25,922,653	25,922,485

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 平成23年12月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
- 3 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、平成24年1月1日に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、平成23年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成24年1月1日付をもって株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を実施いたしました。

1 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更の目的

株式分割の実施により、投資家層の拡大及び当社株式の流動性向上を図ることを目的としております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成23年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 発行可能株式総数の増加

平成24年1月1日付をもって当社定款の一部を変更し、発行可能株式総数を30,000千株増加させ、60,000千株といたしました。

3 株式分割の時期

平成24年1月1日を効力発生日といたしました。なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

2【その他】

第60期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月4日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 181,456千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 14.00円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成23年11月28日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月7日

コンドーテック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	基	夫	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	井	睦	裕	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコンドーテック株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コンドーテック株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。